

○幸田町危険空き家解体工事費補助金交付要綱

令和5年3月30日

要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、所有する危険な空き家を除却する者に対し、予算の範囲内において、幸田町空き家解体工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全で安心な生活及び良好な生活環境を確保することを目的とする。

(補助の対象となる空き家)

第2条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（当該建物に附属する工作物及びその敷地を除く。以下「空き家」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に所在する1年以上使用がされていない空き家で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、当該空き家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。

(2) 木造であること。

(3) 不良住宅（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。以下同じ。）であること。

(4) 個人又は共有（個人のみが持分を有する場合に限る。）により所有する空き家であること。

(5) 所有権以外の権利が設定されていない空き家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空き家の解体について同意している場合は、この限りでない。

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

2 前項第3号の不良住宅であることの判定の基準は、住宅地区改良法第2条第5項の規定にかかわらず、別表の評定項目の欄に掲げる各評定項目につき評定内容の欄に掲げる評定内容に応ずる評点の欄に定める評点を評点区分の欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が、100点以上であることとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象空き家の所有者。ただし、対象空き家が共有物である場合には、その解体につ

いて他の共有者全員の同意を得なければならない。

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 解体工事業者に依頼して行う対象空き家の全部を解体する工事

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事

(3) 次のいずれにも該当しない工事

ア 対象空き家が道路改良その他の公共事業の補償対象となる工事

イ 町における他の補助金の交付の対象となる工事

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。

2 補助対象者に対する補助金の交付は、一の年度内につき1回を限度する。

（不良住宅の判定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、解体しようとする空き家が不良住宅に該当するかについて、町長による判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者は、不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の位置図（付近見取図）

(2) 正面玄関を含む複数の方向から撮影された空き家の外観の写真

3 町長は、第1項の判定の申請があったときは、現地調査を行った上、当該申請のあった空き家が不良住宅に該当するか否かを判定する。

4 町長は、不良住宅に該当するか否かについて判定したときは、その結果を、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により当該判定の申請をした者に対し通知する。

（補助金の交付の申請）

第7条 前条第1項の規定により不良住宅に該当することについて判定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、幸田町危険空き家解体工事

費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象空き家の登記事項証明書又は所有者であることを確認できる書類
- (2) 対象空き家が1年以上使用されていないことが確認できる書類
- (3) 解体工事業者の記名がある解体工事費の見積書の写し
- (4) 前条第4項の規定により通知を受けた不良住宅判定結果通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容の審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付又は不交付の決定の通知）

第9条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、幸田町危険空き家解体工事費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 町長は、前条の規定により審査した場合であって補助金を交付すべきものと認められないときは、その旨及びその理由を当該補助金の交付を申請した者に通知する。

（補助金の交付の決定前における補助対象事業への着手）

第10条 町長は、第8条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した者については、補助金を交付しない。

（申請内容等の変更の申請）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更（廃止を含む。）しようとするときは、速やかに、幸田町危険空き家解体工事費補助金変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、第7条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

（補助対象事業の変更の決定）

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容を変更することを適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定する。

2 町長は、補助金の変更交付の決定をしたときは、その決定の内容を幸田町危険空き家解体工事費補助金変更承認通知書（様式第6号）により当該補助金の変更交付の申請をした者に通知する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、幸田町危険空き家解体工事費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添え、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の工事請負契約書等の写し又は請書の写し
- (2) 解体工事業者等の発行した領収書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時の状態が確認できるもの）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票の写し
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定等）

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、幸田町危険空き家解体費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に、幸田町危険空き家解体工事費補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付する。

（決定の取消し）

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 第13条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年第38号）

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

別表（第2条関係）

木造住宅の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点		
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100		
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
	外壁又は界壁	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15			
		外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25			
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15			
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25			
		屋根が著しく変形したもの	50			
	防火上又は	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの		10	30

避難上の構造の程度		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの	10	
排水設備	雨水	雨樋 <small>どい</small> がないもの	10	10
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				